



発行
東京都

目次

79

条 例

- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）……………二
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………二
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（同）……………三
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………三
- 東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）……………三
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例……………（同）……………四
- 東京都自然公園条例の一部を改正する条例……………（環境局）……………四
- 東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………（下水道局）……………五
- 職員の子供休業等に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）……………五

条例のあらまし

●学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一

一九号）

- 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八五号）の施行を踏まえ、介護休暇等の対象となる要介護者に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和四年一月一日から施行します。

●学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第二二〇号）

- 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八五号）の施行を踏まえ、扶養手当の対象となる扶養親族に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和四年一月一日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第二二一号）

- 一 工業高等学校の魅力の向上及び発信を図るため、名称の変更を行います。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二二二号）

- 一 東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第一一三号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例（条例第二二三号）

- 一 民生委員の定数を改めます。
- 二 この条例は、令和四年一月一日から施行します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例（条例第二二四号）

一 児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第二二二号）の施行に伴い、豊島区が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年二月一日から施行します。

●東京都自然公園条例の一部を改正する条例（条例第一二五号）

一 自然公園法の一部を改正する法律（令和三年法律第二九号）の施行を踏まえ、都立自然公園の利用に係る規制を強化するほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和四年二月一日から施行します。

●東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二六号）

一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八五号）の施行を踏まえ、公営企業職員の住居手当及び単身赴任手当に関する規定を改めます。

二 この条例は、令和四年一月一日から施行します。

●職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二七号）

一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八五号）の施行を踏まえ、再度の育児休業の取得に係る要件を改めるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和四年一月一日から施行します。

条 例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百十九号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナースhip宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナースhipに関する制度による証明を受けたパートナースhip関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナースhip関係の相手方」という。）を加え、同条第二項中「配偶者」の下に「若しくはパートナースhip関係の相手方」を、「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナースhip宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナースhipに関する制度による証明を受けたパートナースhip関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナースhip関係の相手方」という。）を加える。」を加える。

第十一条の二の二第二項及び第二項並びに第十一条の三第一項及び第二項中「（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百二十号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十二条第二項第一号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加え、同条第三項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十三条第三項第三号及び第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十三条の三第一項第二号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十四条の二第一項及び第二項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百一十一号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「蔵前工業高等学校」を「蔵前工科高等学校」に、「墨田工業高等学校」を「墨田工科高等学校」に、「中野工業高等学校」を「中野工科高等学校」に、「杉並工業高等学校」を「杉並工科高等学校」に、「荒川工業高等学校」を「荒川工科

高等学校」に、「北豊島工業高等学校」を「北豊島工科高等学校」に、「練馬工業高等学校」を「練馬工科高等学校」に、「足立工業高等学校」を「足立工科高等学校」に、「本所工業高等学校」を「本所工科高等学校」に、「葛西工業高等学校」を「葛西工科高等学校」に、「府中工業高等学校」を「府中工科高等学校」に、「町田工業高等学校」を「町田工科高等学校」に、「小金井工業高等学校」を「小金井工科高等学校」に、「多摩工業高等学校」を「多摩工科高等学校」に、「田無工業高等学校」を「田無工科高等学校」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十二号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「都立の工業高等学校」を「工業に関する学科を設置する都立の高等学校」に改める。

第十二条第一項中「工業高等学校の工業化学科その他の」を「高等学校の工業に関する」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十三号

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

東京都民生委員定数条例(平成二十六年東京都条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

表中央区の項中「百二十人」を「百二十四人」に改め、同表港区の項中「百六十五人」を「百五十八人」に改め、同表墨田区の項中「二百八人」を「二百九人」に改め、同表江東区の項中「三百二十七人」を「三百三十人」に改め、同表板橋区の項中「五百三十七人」を「五百三十六人」に改め、同表足立区の項中「五百五十八人」を「五百五十九人」に改め、同表葛飾区の項中「四百七人」を「四百八人」に改め、同表府中市の項中「百七十六人」を「百八十一人」に改め、同表調布市の項中「百六十三人」を「百六十五人」に改め、同表狛江市の項中「五十八人」を「五十四人」に改め、同表清瀬市の項中「五十一人」を「五十二人」に改め、同表稲城市の項中「六十五人」を「六十四人」に改め、同表利島村の項中「二人」を「一人」に改め、同表三宅村の項中「十五人」を「十一人」に改める。

附則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二百二十四号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例(昭和二十八年東京都条例第百十九号)の一部を次のように改正する。

別表東京都児童相談センターの項中「渋谷区 豊島区」を「渋谷区」に改める。

附則

この条例は、令和五年二月一日から施行する。

東京都自然公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二百五号

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

東京都自然公園条例(平成十四年東京都条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の一号を加える。

十三 主として歩行者の通行の用に供する道路であつて舗装がされていないものうち知事が指定する道路において車馬を使用すること。

第十七条第一項に次の一号を加える。

三 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該都立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第十七条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第二十四条第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第二十五条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同条を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

二 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

三 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第二十六条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第三十八條の次に次の一條を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

(利用の増進のための情報の提供等)

(利用の増進のための情報の提供等)

(利用の増進のための情報の提供等)

(利用の増進のための情報の提供等)

(利用の増進のための情報の提供等)

第三十八条の二 都は、都立自然公園の利用の増進に資するため、都立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うものとする。

第六十八条中「第十四条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十二条第一項の規定に違反した者

二 第十四条第一項の規定による命令に違反した者

第六十九条中「次の各号の一に該当する」を「第十二条第七項の規定により許可に付せられた条件に違反した」に改め、同条各号を削る。

第七十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第六号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

附則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二百二十六号

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する

条例

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二号中「（配偶者の）」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はこれとの均衡を考慮して管理者が別に定める者（配偶者及びこれとの均衡を考慮して管理者が別に定める者のいずれも）」に改め、「（配偶者）」の下に「又はこれとの均衡を考慮して管理者が別に定める者」を加える。

第五条の二第一項中「配偶者」の下に「又はこれとの均衡を考慮して管理者が別に定める者」を加える。

附則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二百二十七号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第三号イ及びロ中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二条の四第一号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第二号中「の配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「当該配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三条第五号、第四条及び第七条第七号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十七条第一項中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

